

議案質疑・一般質問の内容及び答弁予定者

議案に対する質疑
【12月10日】

平成16年12月定例市議会

発言議員	議案件名・要旨	答弁者
9番 松本敏夫議員	<p>1. 議案第66号 羽生市行政財産の使用料に関する条例について ① 第3条第3号について 第3条には、「市長は、次に該当する場合は使用料を減額し、又は免除する事ができる」と言う事でございますが、第3号の「特別の理由があると認められるとき」と、条例文に書かれておりますが、「特別」とはどのような事態を想定致しておりますのか具体的な内容について、お聞かせ頂きたいと思います。又、特別基準となる範囲はどこまでなのか併せてご質問申し上げます。</p>	企画財政部長
8番 藤倉宗義議員	<p>1. 議案第66号 羽生市行政財産の使用料に関する条例について ① 行政財産とは、具体的にどういったものがあげられるか。 ② 従前の対応と条例制定後の違いは。(なぜ今条例制定なのか) 2. 議案第67号 羽生駅自由通路設置及び管理条例 ① 第4条のただし書の意図するところはどういうものか。 ② 別表の広告掲示の部分で、1週間と1月に分けた意味。 ③ 1年以上の長期に及ぶ場合は想定しないのか。長期の場合の割引き等は考えないのか。</p>	企画財政部長 〃
13番 蜂須直巳議員	<p>1. 議案第67号 羽生駅自由通路設置及び管理条例について ① 第4条で、禁止行為を定義しているが、11項目を見る限り「いかがなものか」と思われる項目もあり、自由通路と呼べない感もある。今まで利用されてきた「りく橋」は犬の散歩が出来なかつたのか。確かに建築物ではあるが、鉄道を挟んだ東西の行き来を保障する利便性の向上が目的のこの施設(本来は道路の一部)を何項目もの禁止条項で縛るのはいかがなものか。他に第9号や第10号も含め、赤い羽根や歳末助け合い募金等、あるいは、自然災害等に対する募金活動もその都度許可願いですか。 ② 使用料を徴収する許可区域について、自由通路部分の内どの位のスペースを考えているのか。あらかじめ市が指定した区域という事だが、どの辺を考えているのか。 ③ 使用料についての設定の根拠は。今まで東武または秩父鉄道が貸し出ししていた料金との比較は。同様の他の駅舎等との比較は。 ④ 広告スペースも含め、行政が専用で利用するスペースは考えているのか。例えば催し物案内や、各種イベント時の写真展や小学生等の作品の常設展示場として。 • 現状の構造では無理であるが、階段部分に30cm幅のスロープ部を設け、押し歩きで自転車の通行が可能な同様施設もある。</p>	企画財政部長
3番 永沼正人議員	<p>1. 議案第67号 羽生駅自由通路設置及び管理条例について ① 第4条の禁止行為について 既に東武鉄道部分に売店が設置されており、その販売窓口は自由通路に対して解放されている。売店は酒類を販売しているが、その現状と飲酒禁止の整合性。 ② 行政財産の使用許可について 自動販売機等の設置やワゴン販売などを想定しているのか。常設される場合一種の利権とならないか。選定の基準などはあるのか。 落成式時の鉄道会社による販売、また、その後羽生郵便局が年賀状の販売を行っていたが、遡及請求するのか。</p>	企画財政部長